

## 用語の解説

### (1) 医療施設の種類

#### 病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するもの

#### 一般診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く。)であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの

#### 歯科診療所

歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの

### (2) 病院の種類

精神病院	精神病床のみを有する病院
結核療養所	結核病床のみを有する病院
一般病院	上記以外の病院(平成 10 年までは伝染病院も除く)

### (3) 病床の種類

精神病床	精神疾患を有する者を入院させるための病床
感染症病床	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号)に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床
結核病床	結核の患者を入院させるための病床
療養病床	病院の病床(精神病床、感染症病床、結核病床を除く。)又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床
一般病床	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

経過的旧その他の病床 旧医療法第7条第2項に規定する「その他の病床」であつて、「医療法等の一部を改正する法律」の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床(平成15年8月までの経過措置)

経過的旧療養型病床群 「経過的旧その他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者が入院する一群の病床(平成15年8月までの経過措置)

その他の病床等 療養病床、一般病床及び経過的旧その他の病床(経過的旧療養型病床群を含む。)

一般病床等 一般病床及び経過的旧療養型病床群を除く経過的旧その他の病床

療養病床等 療養病床及び経過的旧療養型病床群

(4) 在院患者

24時現在、病院の全病床及び診療所の療養病床に在院している患者をいう。

(5) 新入院患者、退院患者

新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(6) 外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が二つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取り扱う。

(7) 1日平均在院患者数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}^{\ast}}$$
 ※平成17年は365日

(8) 1日平均外来患者数

$$\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数}^{\ast}}$$
 ※平成17年は365日

(9) 病床利用率

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の} 1 \text{月} \sim 12 \text{月の合計}} \times 100$$

(10) 平均在院日数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

ただし、療養病床については、次式による。

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left( \text{年間新入院患者数} + \frac{\text{年間 同一医療機関内の他の病床から移された患者数}}{\text{年間 同一医療機関内の他の病床へ移された患者数}} + \text{年間退院患者数} \right)}$$

(11) 従事者数

有給、無給にかかわらず、10月1日24時現在に在籍するものをいう。

計上方法は、従事者の有する免許と担当している主たる業務内容により主な業務として一つを決め、計上している。